

大口町勤労者等生活資金貸付規程

(目的)

第1条 この規程は、町内に在住する勤労者及び事業者に対して必要な生活資金の融通を円滑にすることにより、生活条件の維持及び改善に寄与することを目的とする。

(資金措置)

第2条 町長は、前条の目的を達成するために運用資金として予算の範囲内において、町の指定する金融機関（以下「取扱金融機関」という。）に預託するものとする。

(融資目標)

第3条 取扱金融機関は、預託された資金の3倍以上の額を目標として、町長のあっせんにより融資を行うものとする。

(融資対象)

第4条 生活資金の貸付けを受けることができる者（以下「借受人」という。）は、町内に引き続き6月以上在住するものであって、次に掲げる要件をみたすものとする。

- (1) 同一事業所に6月以上勤務している者又は同一の業種に属する事業を6月以上営んでいる者
- (2) 税の滞納のない者
- (3) 未成年者及び65歳以上でない者
- (4) 大口町暴力団排除条例（平成24年大口町条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有している者でないこと。

(融資の条件)

第5条 融資の条件は、次のとおりとする。

(1) 融資種類

ア 普通貸付は、次に掲げるものとする。

- (ア)療養及び治療資金
- (イ)修学資金
- (ウ)結婚資金又は葬祭資金
- (エ)不慮の事故又は災害による必要な資金
- (オ)出産資金
- (カ)生活用品購入資金（自家用車含む。以下同じ。）
- (キ)その他町長が適当と認めた資金

イ 特別貸付は、住宅資金とする。

(2) 融資金額

ア 普通貸付 10万円以上200万円以内（1万円単位）

ただし、生活用品購入資金は、100万円以内とする。

イ 特別貸付 10万円以上200万円以内（1万円単位）

(3) 融資期間

ア 普通貸付 5年以内（1月単位）

イ 特別貸付 10年以内（1月単位）

(4) 償還方法

毎月元利均等割賦償還 据置期間最高4月

(5) 融資利率

5年以内 年2.0パーセント、5年超 年2.4パーセント

(6) 担保

不要とする。ただし、町長、取扱金融機関又は保証会社が必要と認めた場合に限り徴するものとする。

(7) 保証人等

ア 保証

取扱金融機関の指定する保証会社の保証を得るものとする。

イ 連帯保証人

不要とする。ただし、保証会社が必要と認めた場合に限り徴するものとする。

(連帯保証人は1名とし、借受人が債務弁済が不可能となった場合に代って弁済できる能力を有する県内在住者とする。)

(8) 保証料

年0.8パーセントを融資実行時において一括支払うものとする。ただし、別に定める大口町勤労者等生活資金融資助成金交付要綱(平成6年大口町告示第14号)に基づき保証料相当の助成金を受けることができる。

(受付期間)

第6条 申込み受付期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、融資目標に達したときは、期間内でも締め切ることができる。

(受付場所及び提出書類)

第7条 受付場所はまちづくり部企業支援課とし、資金の種類によりそれぞれ次に定める書類の写し(様式で定めたものを除く。)を添付し、町長に提出するものとする。

(1) 大口町勤労者等生活資金貸付申込書(様式第1)

(2) 保証委託書(様式第2)

(3) 印鑑証明書及び前年度源泉徴収票又は所得証明書

(4) 住民票(借受人住民票謄本)

(5) 保証書(保証人を要する場合のみ)(様式第3)

(6) 暴力団排除に関する誓約書

(7) 融資の種類による添付書類

ア 療養及び治療資金を借り受ける者は、医師の診断書

イ 修学資金を借り受ける者は、入学等を証する書面

ウ 結婚資金を借り受ける者は、婚約証明書(様式第5)

エ 葬祭資金を借り受ける者は、申立書(様式第6)又は死亡診断書

オ 不慮の事故又は災害による必要な資金を借り受ける者は、申立書(様式第6)又は事故証明書

カ 出産資金を借り受ける者は、母子健康手帳又は医師若しくは助産婦の証明書

キ 生活用品購入資金を借り受ける者は、購入先の見積書及びカタログ

ク 住宅資金を借り受ける者は、工事見積書及び建築確認書

ケ 住宅資金を借り受ける者で借家及び借地での新築、改築又は増築の場合は、所有者の承認書（様式第7）

(8) その他町長が必要と認めた場合には、別途資金使途を証する書類を徴することができる。

（審査決定）

第8条 町長は、借受人より前条の規定による書類の提出がなされたときは、速やかにその書類を審査し、適当と認めたときは、取扱金融機関へ融資あっせん依頼書（様式第8）により融資あっせんをする。

2 取扱金融機関は、前項により町長から融資あっせん依頼を受けたときは、速やかに保証会社に保証依頼を行い、その保証承諾の可否を町長に報告する。

3 町長は前項による取扱金融機関の報告を受け、決定通知書（様式第9）により、借受人に融資の可否を通知し、取扱金融機関は保証承諾後、速やかに借受人に融資を実行するとともに、貸付実行報告書（様式第10）によりその旨を町長へ報告する。

（遵守事項）

第9条 借受人が次に該当したときは、繰上償還をさせることができる。

(1) 関係書類の不実記載又は資金使途の虚偽流用等本規程に違反したとき。

(2) 借受人が他の市町村へ転出したとき。

（その他必要事項）

第10条 この規程に定めるほか必要な事項は、町長が別に取扱金融機関と協議して定める。

附 則（平成6年3月2日 大口町告示第13号）

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月28日 大口町告示第18号）

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成11年1月29日 大口町告示第4号）

- 1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この改正規程は、平成11年4月1日以後の受付分から適用し、平成11年3月31日以前の受付分は、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月17日 大口町告示第27号）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年7月19日 大口町告示第108号）

この規程は、告示の日から施行する。

附 則（平成13年3月31日 大口町告示第26号）

この規程は、告示の日から施行する。

附 則（平成15年3月27日 大口町告示第30号）

この規定は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日大口町告示第93号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日 大口町告示第7号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日 大口町告示第50号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1 (第7条関係)

大口町勤労者等生活資金貸付申込書

年 月 日

大口町長 様

申込者氏名 ⑩

大口町勤労者等生活資金を借り受けたいので、下記のとおり申し込みます。

記

照合印

申 込 金 額		金		円		借入期間		月		
資 金 使 途										
申 込 者	(フリガナ) 氏 名				生年月日	大・昭	年 月 日 (満 歳)			
	(フリガナ) 現 住 所				電 話		(呼 局 方) 番			
	(フリガナ) 本 籍 地				月 収		千円			
	勤 務 先	事 業 所 名				電 話		局 番		
		所 在 地				代 表 者				
		職 柄 職 名				就 職 年 月 日				
家 族 構 成	(フリガナ) 氏 名		続柄	年齢	職業	収 入 (月 額)		資 産		
						千 円		千円		
								宅地 m ²		
								建物 m ²		
								山林 m ²		
								田・畑 m ²		
							その他 m ²			

連 帯 保 証 人	(フリガナ) 氏 名	Ⓜ			月収	千円
	生 年 月 日	大・昭	年 月 日 満 歳		資産	千円
	住 所			電 話	局 番	宅地 m ²
	職 業					建物 m ²
	申込者との関係					山林 m ²
						田・畑 m ²
						その他 m ²
連 帯 保 証 人	(フリガナ) 氏 名	Ⓜ			月収	千円
	生 年 月 日	大・昭	年 月 日 満 歳		資産	千円
	住 所			電 話	局 番	宅地 m ²
	職 業					建物 m ²
	申込者との関係					山林 m ²
						田・畑 m ²
						その他 m ²
(フリガナ) 紹 介 者 氏 名						
提出書類					道 路 略 図	
1. 本申込書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2部 2. 保証委託書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部 3. 前年度の源泉徴収票又は給与証明書 (申込者・保証人)・・・・・・・・・・各1部 4. 印鑑証明書(申込者・保証人)・・・・・・・・各1部 5. 住民票(申込者の家族全員のもの)・・・・ 1部 6. 融資の種類による添付書類(指示する書類)・・・・ 1部						
貸付番号						
貸付年月日						
備 考						

様式第2 (第7条関係)

保 証 委 託 書

年 月 日

株式会社

御中

住 所

委 託 者

借 主

⑩

住 所

連帯保証人

⑩

住 所

(担保提供者)

連帯保証人

⑩

印鑑照合

銀行に保証を委託するについて、委託者及び保証人は、次の各条項を確約します。

様式第3 (第7条関係)

保 証 書

年 月 日

大口町長 様

連帯保証人

住 所

氏 名

㊞

連帯保証人

住 所

氏 名

㊞

債務者

住 所

氏 名

㊞

保証人は、上記の債務者が大口町に対しての債務について下記の条項を承認のう
え債務者として連帯して債務履行の責めを負います。

第1条 この約定により保証すべき主たる債務の元本限度額を次のとおりと定めま
す。

金 円

様式第4（第7条関係）

暴力団排除に関する誓約書

年 月 日

大口町長 様

住所

（法人にあつては所在地）

氏名

㊟

（法人にあつては名称及び代表者氏名）

私は、下記の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、愛知県江南警察署に照会することについて承諾し、当該事項に関する書類の提出を大口町長から求められた場合には、指定された期日までに提出します。

記

- 1 自己または自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（大口町暴力団排除条例（平成24年条例第13号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団又は暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - (4) 暴力団又は暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者
- 2 上記(1)から(8)に掲げる者（以下「暴力団等」という。）をこの事業に係る間接補助事業者にしません。
- 3 この事業に係る間接補助事業者が暴力団等であることを知った時は、当該間接補助事業に係る交付決定を取り消します。
- 4 自己又はこの事業に係る間接補助事業者が暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、大口町長に報告し、警察に通報します。

様式第5（第7条関係）

婚 約 証 明 書

下記両者は 年 月 日婚約成立し 年 月 日挙式予定であることを証明します。

記

婚約予定者

(男性) 住 所
氏 名
生年月日 年 月 日 生

(女性) 住 所
氏 名
生年月日 年 月 日 生

年 月 日

大口町長 様

仲人

住 所
氏 名 ⑩

様式第6（第7条関係）

不慮の災害及び病気等の申立書

災害などにあつた者	住所	
	氏名	
	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日 生
災害発生日時	年 月 日 午前・午後	時 分 ごろ
災害発生場所		
災害などの状況		
災害などにより必要な資金	年 月 日	円
	年 月 日	円
上記のとおり相違ないことを申し立てします。		年 月 日
大口町長 様 申立者 住所 氏名 ㊟		
なお、この申立書が真実に相違している場合は、これによって貸付される融資額の返還を請求されても異議ありません。		
上記のとおり現認したことを証明します。		年 月 日
大口町長 様 現認者 住所 氏名 ㊟ 申立者との関係		

様式第7（第7条関係）

所 有 者 承 諾 書

年 月 日

大口町長 様

所有者

住所

氏名

⑩

下記の者に土地（借家）を賃貸していることに相違なくこの土地（借家）に賃貸人が住宅を いたしても何ら異議ありません。

記

土地（借家）賃貸人

住 所

氏 名

⑩

土地（借家）所在地番

様式第8（第8条関係）

融 資 あ つ せ ん 依 頼 書

年 月 日

（銀行名）

様

大口町長

印

様にかかる申込金額金 円の融資方あつ
せんします。

様式第9（第8条関係）

決 定 通 知 書

借受人

住所

氏名

様

年 月 日（受付番号 第 号）付けにより申込みのありました大口町勤労者等生活資金貸付金の融資のあっせんを下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

大口町長

印

記

1. 金 円融資します。
2. 次の理由により融資のあっせんができません。

理由

様式第10（第8条関係）

貸付実行報告書

年 月 日

大口町長 様

取扱金融機関名 ㊞

下記のより、大口町勤労者等生活資金を貸付けいたしましたので、報告します。

記

融 資 先	住 所	
	氏 名	
融 資 金 額	千円	
融 資 期 間	月（うち措置 月）	
返 済 方 法	毎月 千円	月目 千円
融 資 年 月 日	年 月 日	
貸 付 形 式	証書貸付	手形貸付
備 考		